

対 象	岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
監査実施年度	令和5年度
包括外部監査人	山田 直孝
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和7年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
29	0	3	32

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本編頁
＜病院給食業務委託の業者選定方法について＞※2 過去2期契約期間に最終的に応募があったのが、1社のみであり、実質的には競争性が確保されているとは言えない結果となっている。病院として、業者参入の開口を広げるため、仕様等の見直し及び業者への参考意見の聞き取りをしたうえで、「業務主任者の資格要件の緩和」、「食材購入金額の市内割合の緩和」を行ったとのことであるが、このような結果を踏まえると、公募型プロポーザル方式の基本原則にあるように、より多くの事業者が参加できるよう今一度必要不可欠な参加条件を検討することが望ましい。	意見	令和8年度更新時(業者決定は令和7年度末)の仕様書の内容について見直しをした。主な変更点は下記のとおりである。 ○配下膳業務内容 配下膳は病棟までとし、枕頭までの配下膳をなくした ○従事者の資格緩和 受託責任者:300床以上の病院における5年以上の経験とし、ニュークックチル方式等の経験は問わないこととした。 管理栄養士・栄養士・調理師:ニュークックチル方式等の経験は問わないこととした ○食材調達条件 魚介類・鳥獣肉類:国産、生使用の緩和 青果物:岐阜県産又は国産、生使用の緩和	○	市民病院	栄養管理室 病院施設課	96 97 98
＜中央材料室滅菌業務委託の業者選定方法について＞ 中央材料室滅菌業務委託契約が、過去4期とも4月～5月までは随意契約、6月～翌年3月(期末)までは指名競争入札となっている理由について、質問等により確認したところ、中央材料室滅菌業務委託の業務実施には、一定の準備期間(人員確保、研修等の期間)が必要であり、その日数の確保が困難であるため、3月までの受注業者と随意契約により契約をし、その後指名競争入札により最も安価な業者と契約をしているためとのことである。 なお、指名競争入札では、日本ステリ株式会社のほか2社の入札があり、日本ステリ株式会社が最も安価な入札額であることを関連資料の閲覧により確認した。 年度初め2か月は随意契約、残りの10か月は指名競争入札の理由に一定の合理性はあるものの、契約行為が2回となるのは病院及び受注業者の事務負担にもつながら、業務の有効性及び効率性が損なわれる可能性は否定できないことも考えられる。 地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17により定められた岐阜市長期継続契約に関する条例第2条第2号により長期継続契約を締結することができる契約についての規定があり、その対象業務について岐阜市長期継続契約事務処理要領第2条第2項の規定もあることから、長期継続契約への移行を検討することが望ましい。	意見	中央材料室滅菌業務委託契約は、経常的かつ継続的な役務の提供で、期間中に仕様内容の見直しや配置人員等に大きな変更がないものであることを中央材料室の担当者に確認できたため、令和7年度から長期継続契約を締結した。	○	市民病院	中央材料室 病院施設課	106 107
＜臨床検査業務委託の請求管理について＞ 臨床検査業務委託の「業務委託契約書」には、受託者の義務として委託業務が完了したときは、委託者に対し、速やかにその結果を所定の様式により報告することが求められている。また、検査料は、1か月ごとに締め切り、委託者に契約単価に従った委託料の請求を行うことになっている。 病院では、検査業務の報告内容は一覧化したデータで納品されている。検査料の支払いに当たっては、納品されたデータと項目別内訳書(請求明細)を紙ベースで突合している。 検査業務の報告内容が請求明細と相違がないかどうか突合していることは評価できるが、検査業務が一覧化したデータで納品されているのであれば、支払時の突合等を紙ベースで実施することは、事務の有効性及び効率性を非常に損なうことが危惧される。そのため、検査システムを活用して、納品された検査データの内容と請求書との照合(データベース)が可能となるよう検討を行うことが望ましい。	意見	検査料は該当月に最終検査結果が送信されたものについて、翌月に請求される。事務の有効性及び効率性を図るため、当院で該当月に結果を受信したものをシステムで検査データをリスト化し、請求明細との突合を試みたところ、以下の理由により突合が困難であることが判明したため、従来通りの方法で突合する。 ・検査結果が出るまでに2か月程度要する検査はリスト化できない。(数か月前まで範囲指定すると、システムに負荷がかかり、出力できない。) ・当院のシステムでは、本委託の対象外となる研究費の検査もリスト化されるため見分けがつかない。 ・中間結果報告される検査も、当院のシステムでリスト化されるため、完了した検査との見分けがつかない。 ・委託会社と当院での結果受け取りの日付にずれがあるため、紙での突合が必要になる。	×	市民病院	中央検査部 病院施設課	112